

## 平成 23 年度 第 3 回熊取町入札監視委員会〔議事概要〕

1. 開催日時 平成 24 年 3 月 28 日（水） 午前 10 時～正午
2. 開催場所 熊取町役場 別館 3 階委員会室
3. 出席者 委員：3 人（全員）  
事務局：総務部長、契約検査課長、契約検査グループ長、契約検査グループ員 2 人  
（各審議案件の審査時は、各担当課職員同席）
4. 議題
  - 〈報告案件〉 (1)平成 23 年度下半期(H23. 10. 1～H24. 3. 1)の入札・契約状況等について  
(2)指名停止措置の状況について
  
  - 〈審議案件〉 (3)抽出事案に関する入札及び契約の処理状況について<審査>  
〔指名競争入札 4 件、制限付一般競争入札 1 件〕
    - ①大久保北三丁目地区他給配水管布設替工事〔指名競争入札〕
    - ②501/312 正込池他災害復旧工事〔指名競争入札〕
    - ③2/312 上野農地他災害復旧工事〔指名競争入札〕
    - ④町道貝塚日根野線道路詳細設計業務〔指名競争入札〕
    - ⑤熊取町立中央小学校管理教室棟改築工事〔制限付一般競争入札〕
  
  - 〈その他〉 入札・契約に関する情報提供等  
（入札契約制度の一部見直しに係る関係要綱等の改正等）
5. 公開・非公開の別 非公開  
非公開の理由 本会は、審議会等会議公開指針第 3 条第 2 号に該当し、熊取町入札監視委員会設置要綱(平成 21 年 5 月 11 日制定)第 5 条第 6 項(委員会は、非公開とし、委員会の議事概要は、これを公表する。)により、非公開とします。
6. 審議等の概要

〈報告案件〉

(1) 平成 23 年度下半期 (H23. 10. 1~H24. 3. 1) の入札・契約状況等について

- ・ 下半期に入札執行した指名競争入札 30 件 (建設工事 29 件、コンサルタント業務 1 件)、制限付一般競争入札 1 件 (建設工事 1 件) の入札執行状況を説明。

主な意見・質疑
1. コンサルタント業務については、最低制限価格を設定していないということで落札率に幅がある。建設工事の場合であれば、資材の質等安全性の面から理解できるが、コンサルタント業務は人件費が中心で、落札率の幅が広いということが質的なものとどう関係するのか、また、どういうことを意味するのかと感ずる。
2. 請負業者について、同じ業者が複数の案件を落札しているが、これはくじによる落札の結果か。
回答・説明
1. 平成 22 年度と平成 23 年度でコンサルタント業界で大きく情勢が変わったという情報も無く、これについては、業者側での積算の結果であると考え。なお、契約金額に関わらず、本町としては、適正な履行や品質が確保されるよう、引き続き十分な確認を行っていく考えである。
2. くじ引きによる落札の結果である。町内業者では、年間 5 件の工事を落札した業者もあれば、1 件も落札していない業者もある。また、「取り抜け」という制度があり、同一の開札日で同じ等級別区分の複数の入札案件で 1 件落札すると、次の案件には入札参加できない取扱いとなっている。なお、重複して落札している業者は、例えば土木工事を落札し、別の発注区分の工事を落札したものの、あるいは、工事の施工が完了してから次の工事を落札したこと等によるものである。

(2) 指名停止措置の状況について

- ・ 下半期 (平成 24 年 3 月 27 日現在) の指名停止業者 (1 者) の措置状況について説明。

主な意見・質疑
特に質疑等なし

〈審議案件〉

(3) 抽出事案 (5 件) に関する入札及び契約の処理状況について〈審査〉

- ・ 各案件について工事概要、業者選定方法、入札経緯、入札結果等を総括的に説明。

① 大久保北三丁目地区他給配水管布設替工事〔指名競争入札〕

主な意見・質疑
1. 開札で無効になった理由は業者に伝わるのか。
回答・説明
1. 町から直接的には連絡はしない。町としては、開札の翌日に住民情報コーナーと町ホームページで契約調書を公表し、業者本人から問い合わせがあれば、確認の上でその詳細を回答している。入札執行にあたり、事前に郵便入札や入札事務の取扱いについての関係書類を送付したり、どのような場合に無効扱いになるかということについて、町ホームページ等で周知したり、入札書の備考欄に注意書きも行っている。なお、この案件については、無効についての問合せはなかった。

② 501/312 正込池他災害復旧工事〔指名競争入札〕

主な意見・質疑
<p>1. なぜ2者が最低制限価格ではないのか。また、その町外業者の2者はどこの業者か。</p> <p>2. 災害復旧工事も入札で行うのか。入札を行うためには期間を要すると思うが、緊急の場合はどうするのか。</p>
回答・説明
<p>1. 工事施工にかかる様々な経費等を考え、総合的な判断で各業者が積算した額で入札した結果であり、これも本来の姿であると考え。なお、業者の所在地は大阪市と守口市である。</p> <p>2. 今回の工事は入札執行した。この正込池の災害復旧工事は多量の土砂が流出したため、これにかかる仮応急工事については、担当課から随意契約で町内業者に早期に発注している。その後に、応急工事と今回の本復旧工事を入札執行している。</p>

③ 2/312 上野農地他災害復旧工事〔指名競争入札〕

主な意見・質疑
<p>1. 今回の災害の場合、応急工事をした後に本復旧工事に入るとのことだが、応急工事をする業者と本復旧工事をする業者は違うことがあるのか。</p> <p>2. 災害発生時は急を要すると思うが、業者選定はどうするのか。</p> <p>3. 随意契約の業者選定はどうするのか。</p> <p>4. 災害等における応急復旧の工事の場合、入札の日程を短縮する等といった取扱いの変更はあるのか。</p>
回答・説明
<p>1. 違う場合もある。応急工事は災害復旧で迅速性が求められるため、先に応急工事を入札執行し、本復旧工事は現地を精査し、別の工事として取扱うこともある。</p> <p>2. 通常は熊取町指名競争入札要綱の第8条第1項に基づき業者を選定するが、第2項に第1項の適用除外を定めている。災害の状況等を見て、前述の（審議案件②）工事に関しては、大雨による甚大な災害を伴う緊急性の高い工事であると判断し、第8条第2項第3号を適用し、施工体制など全般的な対応が迅速かつ的確にできるよう、今回は町内業者8者から選定した。緊急性のある建設工事では、迅速に対応できるような要綱上の取扱いになっている。</p> <p>3. 前述の（審議案件②）工事に関し、仮応急工事は担当課からの発注であるが、施工能力を有する業者の中から被災現場への近接性等を考慮して随意契約を行った。災害等で緊急性がある場合、その時の状況に合わせての対応となる。</p> <p>4. 通常、概ね月に1回入札執行している。前述の（審議案件②）工事案件の場合、直近の入札執行日までの間に被災が生じたため、この日で入札を行えるように事務調整をした。入札直後等の場合は、別途入札日を設ける必要性も生じる。</p>

④ 町道具塚日根野線道路詳細設計業務〔指名競争入札〕

主な意見・質疑
特に質疑等なし

⑤熊取町立中央小学校管理教室棟改築工事〔制限付一般競争入札〕

<p>主な意見・質疑</p> <p>1. 実績や配置予定技術者等の条件が適格であるかどうかの審査を2月3日に行っているが、不適格ということもあるのか。不適格の場合は落札候補者順位が2位の業者になるのか。</p> <p>2. くじ引きは1位から34位まで決めるのか。指名競争入札の場合は、どの業者が落札するかどうかのくじ引きだと思うが、制限付一般競争入札の場合は落札候補者順位を決めるくじ引きなのか。</p> <p>3. 入札参加について、今回の38者の申込み数というのはい多いほうか。</p>
<p>回答・説明</p> <p>1. 不適格になる場合もある。その場合は落札候補者順位が2位の業者を審査することとなる。</p> <p>2. くじ引きでは、1位から34位までの落札候補者順位を決める。 制限付一般競争入札の場合は、開札の時点では落札候補者順位を決め、開札終了後、契約検査課で落札候補者順位1位の業者が開札の時点で提出した同種工事实績調書等の書類により、その業者が資格要件を満たしているかを判断した上で、落札候補者として決定する。その後、当該落札候補者から翌日の午後2時まで同種工事实績調書に記載した工事の契約書・工事図面・引渡し書等の書類一式を提出してもらい、業者選定委員会における提出資料等の審査を経て、正式な落札者として決定するという流れである。</p> <p>3. 比較的多いほうと考える。なお、平成23年度上半期に執行した「南海受変電及び自家発電機設備工事」では、30者からの申込みがあった。今回の工事案件では、競争性は十分に確保できたと考える。なお、多くの業者が参加したことから開札に時間を要したため、事務改善等の検討は必要と感じる。</p>

(その他、総括的な事項について)

<p>主な意見</p> <p>○談合等が行われていないかどうかを審議することがこの委員会設置の意義と思うが、⑤の案件では、今回38者の申込みがあったように、多数により入札執行すれば本当に競争性が働くのか、あるいはコンサルタントのように最低制限価格を設定せずに入札執行する方が競争性があるのか理解や判断が難しいところである。</p> <p>○今後の入札契約のあり方について、コンサルタント業務では、落札金額が低くなることもあること、あるいは、品質の確保はどうするのかといった検討課題が生じる。</p> <p>○くじ引きによる落札が熊取町や町民にとって良いのかどうかというのは、これまでも議論してきているが、今後の検討課題であると感じる。</p>
---

〈審議結果〉

平成 23 年度下半期（平成 23 年 10 月～平成 24 年 3 月）の入札、契約の執行状況については、適正に処理されているものと認める。

〈その他〉

事務局からの情報提供等

- ① 入札契約制度の一部見直しに係る関係要綱等の改正について（平成 24 年 4 月 1 日付）
- ② 平成 23 年度建設工事等の入札・契約の執行状況について
- ③ これまでの建設工事の入札契約状況について
- ④ 平成 24 年度第 1 回熊取町入札監視委員会の開催予定について

7. 審議会の情報	名 称	熊取町入札監視委員会
	根拠法令等	熊取町入札監視委員会設置要綱
	設置期間	平成 21 年 7 月 24 日～
	所掌事項	建設工事並びにコンサルタント業務にかかる入札、契約の過程及び内容について審査し、入札及び契約事務の公正な執行審査に関すること。
	委員数	3 人
8. 担当課	契約検査課	